

(奈良)

# 奈良・平城京跡 (1)

## 1 所在地

一・二・三 奈良市法華寺町、四 奈良市横領町、  
五 奈良市三条大路二丁目

## 2 調査期間

一 一九九七年(平9)七月～一〇月、二 一九九八年一月～二月、三 一九九七年一〇月～十一月、四 一九九七年十一月～一九九八年三月、五 一九九七年五月

## 3 発掘機関

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

## 4 調査担当者

代表 町田 章

## 5 遺跡の種類

都城跡

## 6 遺跡の年代

八世紀

## 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九七年度に奈良国立文化財研究所が行なった平城京内の発掘調査では、次の五件(六カ次)において計七七二点の木簡が出土した。

一 左京二条二坊十・十一坪、二条条間路(第二八一次調査)

この調査は分譲住宅建設に伴うもので、面積八七〇㎡の調査区を設けて実施した。主な検出遺構には、二条条間路SF七〇九五及びその北側溝SD七〇九〇、南側溝SD七一一〇〇、門SB七一一〇などがある。

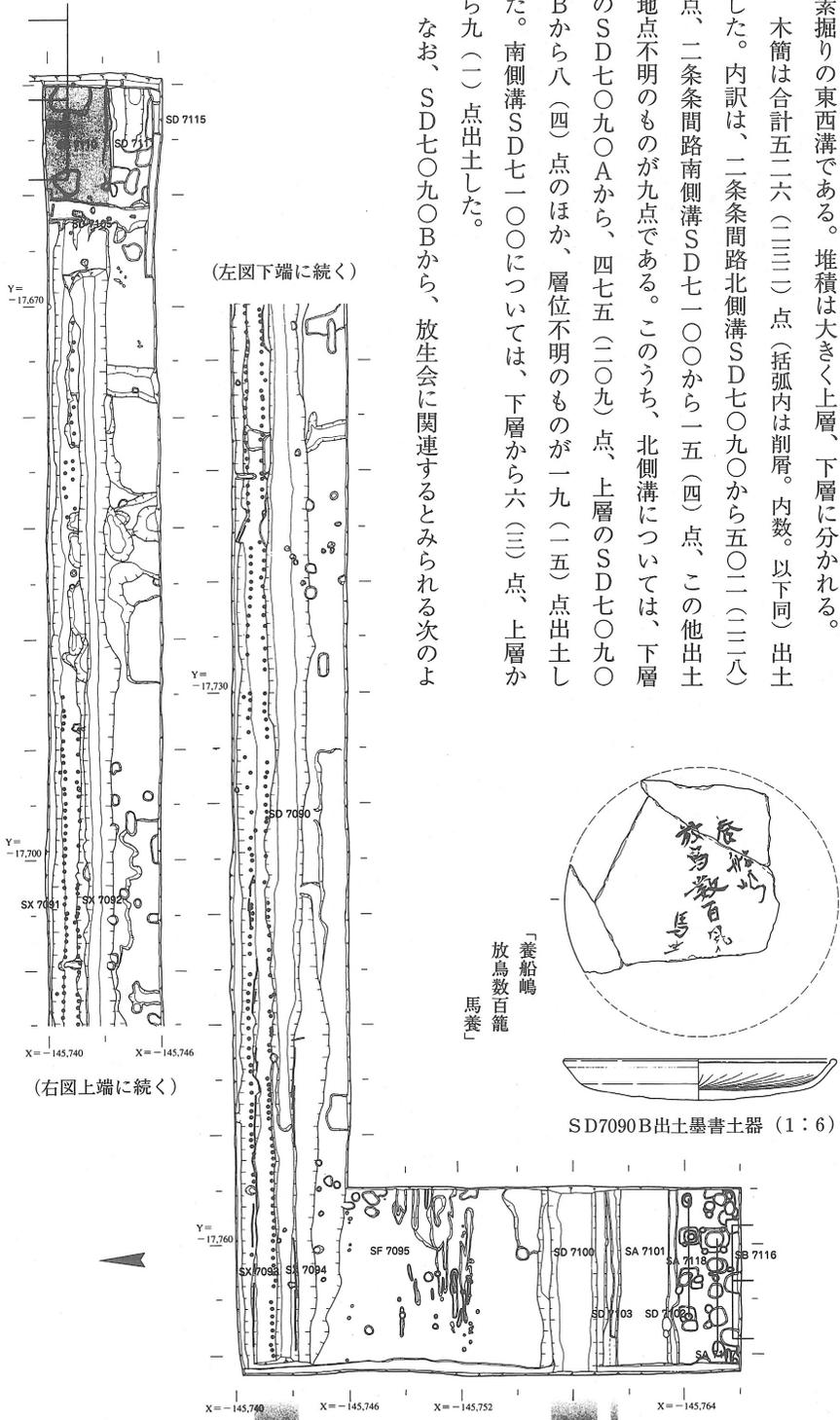
SF七〇九五は路面幅約一二m、側溝心々間約一六・二mを測る。SD七〇九〇は長さ約一一〇mにわたり検出した素掘りの東西溝で、奈良時代中頃に改修されている。改修前の溝SD七〇九〇Aは、幅約三・八mで、東流している。改修後の溝SD七〇九〇Bは、幅約二・〇mで西流し、当初の流水方向とは逆転している。この改修は門SB七一一〇の基壇がSD七〇九〇Aを埋め立てた上に築かれていることから考えて、この門の造営に伴うものとみられる。

SB七一一〇は、調査区東端で検出した十坪の南に開く門で、二条条間路と東二坊坊間東小路がT字に交差する地点に面している。基壇はほとんど削平され、また、南西の一部を調査したのみであるが、桁行三間、梁間二間、柱間一五尺等間の門に復原できる。門の造営時期は、基壇構築の際に埋め立てたSD七〇九〇Aから出土した最新の紀年木簡が天平二〇年(七四八)であることから、これ以後ということになる。門の建つ位置や、造営時期からみて、この門は、北に占地された法華寺の中心伽藍・付属施設・阿弥陀浄土院などを含めた寺域全体の南辺中央部に設けられた門と考えられる。

SD七二〇〇は、約一三mにわたって検出した、幅約四・六mの素掘りの東西溝である。堆積は大きく上層、下層に分かれる。

木簡は合計五二六(二三三)点(括弧内は削屑。内数。以下同)出土した。内訳は、二条条間路北側溝SD七〇九〇から五〇二(二二八)点、二条条間路南側溝SD七二〇〇から一五(四)点、この他出土地点不明のものが九点である。このうち、北側溝については、下層のSD七〇九〇Aから、四七五(二〇九)点、上層のSD七〇九〇Bから八(四)点のほか、層位不明のものが一九(一五)点出土した。南側溝SD七二〇〇については、下層から六(三)点、上層から九(二)点出土した。

なお、SD七〇九〇Bから、放生会に関連するとみられる次のよ



うな墨書を底部外面にもつ土師器皿が出土した。

「養船嶋

放鳥数百籠

馬養」

外面はナデ調整を、内面は一段の放射暗文を施している。

二 左京二条二坊十一坪（第二八九次調査）

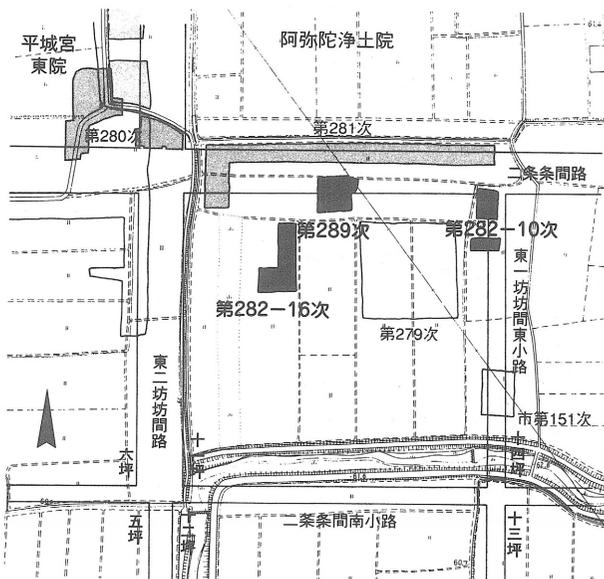
この調査は分譲住宅建設に伴うものである。第二八一次調査区のすぐ南にあたり、左京二条二坊十一坪を東西に二分する地点を含む。調査面積は約一八二㎡である。

検出した主な遺構は、二条条間路SF七〇九五及びその南側溝SD七一〇〇、奈良時代前半の東西溝SD七二九〇A・B、同じく奈良時代前半の掘立柱建物SB七二九一・七二九二、奈良時代後半の門SB七三〇〇、同じく奈良時代後半の東西溝SD七二九五A・Bなどである。

SF七〇九五は南端のみ検出した。SD七一〇〇は、幅四・五m、深さ〇・七mの素掘りの溝。土層は大きく上層・下層に分けられる。SD七二九〇Aは、幅〇・四m、深さ〇・五mの素掘りの東西溝である。調査区西端のみで検出し、大部分はSD七二九〇Bと重なっているが、本来は調査区を東西に貫流していたと思われる。

SD七二九〇Bは、幅一・六m、深さ〇・六mの素掘りの東西溝である。SD七二九〇Aと同じく南側溝SD七一〇〇の南肩から約

二・〇mの間隔をおいて流れる。SD七二九〇Aを拡幅して調査区西端で北折させたもの。土層は大きく上層、下層に分けられる。上層は人為的な埋土で、下層は堆積土である。調査区西半では、最下層に木屑を多く含む砂層を検出した。下層から郡里制下の付札が出土し、最上層から奈良時代初頭の土師器が出土している。比較



左京二条二坊十一坪調査位置図（1：3000）

溝に流すために設けられた溝と思われる。

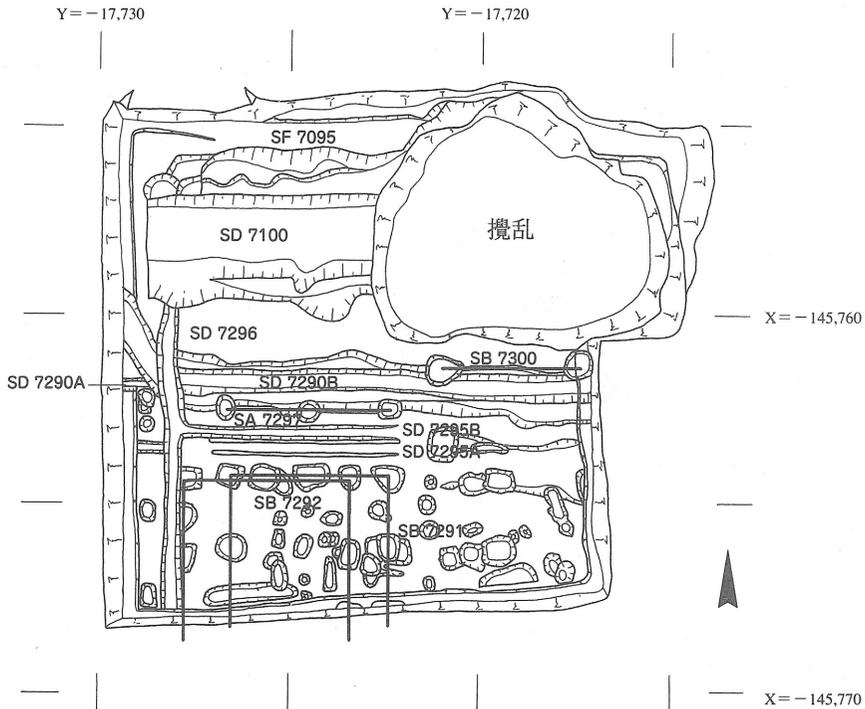
SB七二九一・SB七二九二は、いずれも十一坪内の南北棟建物で、桁行三間以上、梁間二間で、柱間は七尺等間である。東西にわずかにずらして建て替えているが、柱穴の重複はなく、いずれが古いかは決められない。これらの柱を抜き取った後に、後述するSD七二九五Aの木樋を据えている。

SB七三〇〇は、左京二条二坊十一坪の北に開く棟門である。柱間約三・九m（二三尺）。東西溝SD七二九〇Bを埋め戻した後に築かれている。この門の存在から、この東西延長上、つまりSD七二九〇Bを埋めた上に十一坪の北面築地が造られたことが想定できるが、築地底部の積土は削平されていて検出できなかった。

SD七二九五Aは、門SB七三〇〇に取り付く築地の南雨落溝である。調査区中央部分では幅約四五cm、現存長約四・〇mの木樋を設けているが、それ以外は幅約〇・六m、深さ約一五cmの素掘溝である。木樋の四隅に沈下防止用の瓦を敷いているが、うち一点は六六三Cb型式の軒平瓦であり、木樋、さらには築地、門SB七三〇〇の造営時期が平城遷都後に降ることが推定できる。

なお、築地北雨落溝は検出しておらず、二条条間路南側溝SD七二九〇と兼用していたと考えられる。

SD七二九五Bは、SD七二九五Aを北にずらして付け替えたもの。調査区中央部では幅四〇cmの木樋を設けている。北側板は現存



第289次調査遺構平面図（1：200）

長約〇・八mであり、南側板はSD七二九五Aの木樋北側板をそのまま用いている。木樋以外の部分では幅〇・四m、深さ一五cmの素掘溝である。

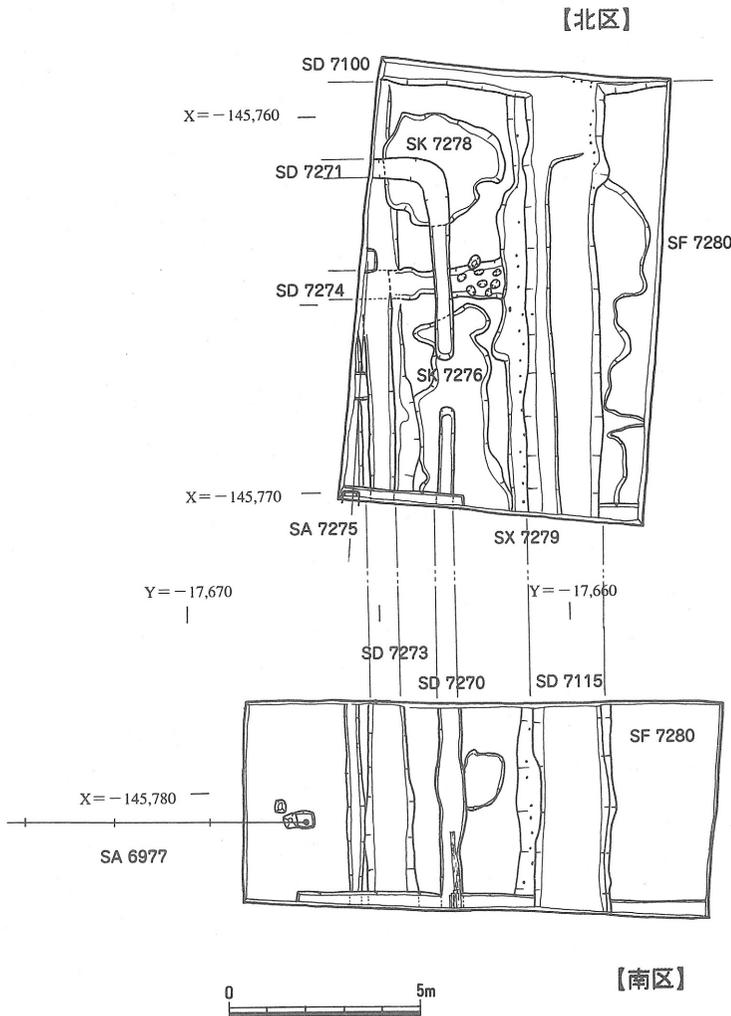
木簡は合計三二点出土した。内訳は、SD七二〇〇から一三二点、SD七二九〇Bから一八(一)点、SB七二九二の柱穴から一点である。

三 左京二条二坊十一坪(第二八二一〇次調査)

この調査は個人住宅建設と駐車場建設に伴うもので、南北に近接した二つの調査区を設定して実施した。調査面積は計一五〇㎡。遺存地割では左京二条二坊十一坪東面の東二坊坊間東小路と北面の二条条間路が交差する地点、及び交差点の西南部分の坪内にあたる。

検出した主な遺構は、東二坊坊間東小路SF七二八〇及びその西側溝SD七一一五、二条条間路南側溝SD七二〇〇、東西溝SD七

二七四、南北溝SD七二七〇、東西溝SD七二七一、南北溝SD七二七三、土坑SK七二七六などがある。  
 東二坊坊間東小路西側溝SD七一一五は上端幅二・〇m、底部幅一・四m、深さ約〇・七mの南北溝である。



第282-10次調査遺構平面図 (1:200)

SD七二七四は幅〇・八m、深さ一五cmの東西溝で、北区の中段で西側溝SD七一一五に流れ込んでいる。底部には直径二〇cm前後の浅いくぼみが連続しており、底石を抜きとった痕跡とも考えられる。西側溝SD七一一五の東側は東二坊坊間東小路の路面敷SF七二八〇にあたる。やや東に向かって高くなっているが、舗装を施していた形跡はない。

二条条間路南側溝SD七一〇〇については溝の南肩を検出したにとどまる。溝の堆積土は西側溝SD七一一五と一体となっている。

南北溝SD七二七〇は西側溝の西肩から一・九〜二・〇mの間隔をおいて西にある、断面が箱形の南北溝で、北端は西に延びる東西溝SD七二七一に接続する。東西溝SD七二七四よりも古い。幅四〇〜六〇cm、深さは二五cmほどで、北区の中で一・二mの間途切れており、この部分に向かって南北から溝底が次第に浅くなっている。溝の中には南区で薄い板材が重なった状態で埋まっており、また平城宮I期ないしII期に属する時期の土師器片が多く出土した。

東西溝SD七二七一も二条条間路南側溝SD七一〇〇の南肩から約二mの位置にある。このL字形に続く溝は、道路側溝の内側で一坪を囲む施設と推定される。

SD七二七三は西側溝SD七一一五の西肩から三・一〜三・六mの間隔をおいた位置にある、幅八〇〜一二〇cm、深さ約二〇cmの南北溝である。この溝は小路西側溝との間に想定される築地塀の西側

雨落溝と考えられる。

なお、この築地塀想定位置には築地の痕跡はなく、浅い不整形の土坑SK七二七六があり、木簡や木製品などが腐植質土とともに堆積していた。

木簡は合計五四(二)点が出土した。内訳は、東二坊坊間東小路西側溝SD七一一五から四一(二)点、土坑SK七二七六から六点、東西溝SD七二七四から三点のほか、出土遺構不明のもの四点がある。

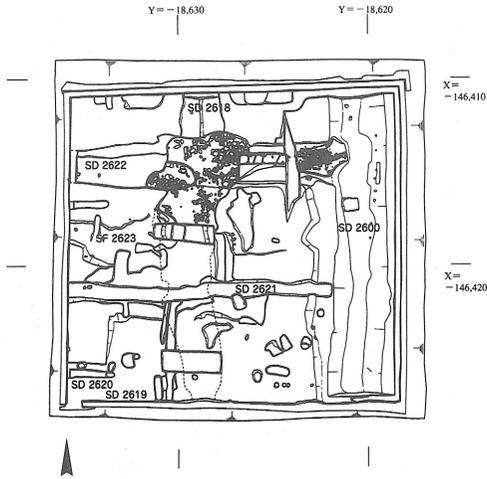
#### 四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)

この調査は工場改築に伴い実施したものである。調査地は平城宮の南端から四〇〇m南に位置する。調査は第二八八・二九〇次の二次にわたって行ない、総面積は約二〇〇m<sup>2</sup>である。

#### 第二八八次調査区は北区と南区に分かれる。

北区(約四〇〇m<sup>2</sup>)では、朱雀大路と三条条間南小路の交差点の検出を目的とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇、その西側に想定される三・四坪東辺築地塀西側の南北溝SD二六一八、三条条間南小路SF二六二三、及びこの南側溝SD二六二二、北側溝SD二六二二のほか、溝三条などを検出した。

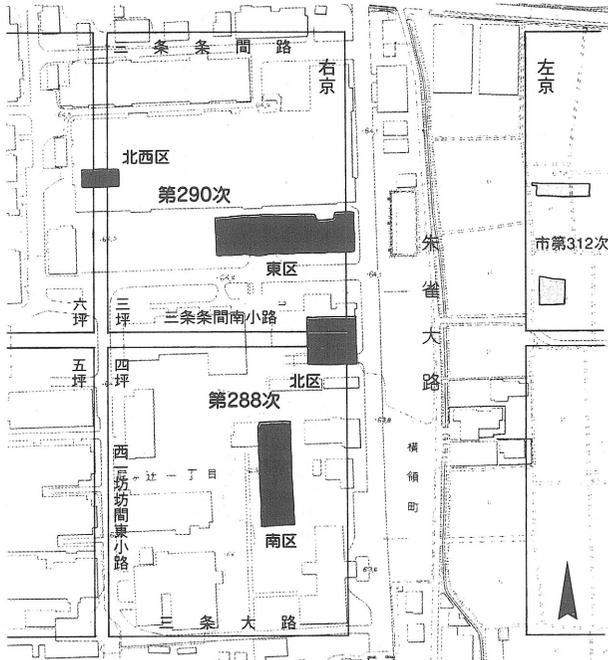
このうちSD二六〇〇は奈良時代を通じて機能した。一方、三条条間南小路は当初造られず、三・四坪東辺をSD二六一八が貫流しており、少なくとも三・四坪は一括した占地が行なわれていたらしい。その後、三条条間南小路を設けてこの部分のSD二六一八を埋



第288次調査北区遺構平面図 (1:400)

め、三・四坪は分割される。但し、三条条間南小路東端の朱雀大路西側溝SD二六〇〇を渡る部分に橋が設けられたような痕跡はない。南区(約六〇〇㎡)は四坪内の宅地の様相を明らかにすることを目的とし、堀二条、掘立柱建物七棟、溝二条、井戸二基、土坑二基などを検出した。

第二九〇次調査区は、東区と北西区に分かれる。東区(約九〇〇㎡)は、三坪内の様相を明らかにすることを目的



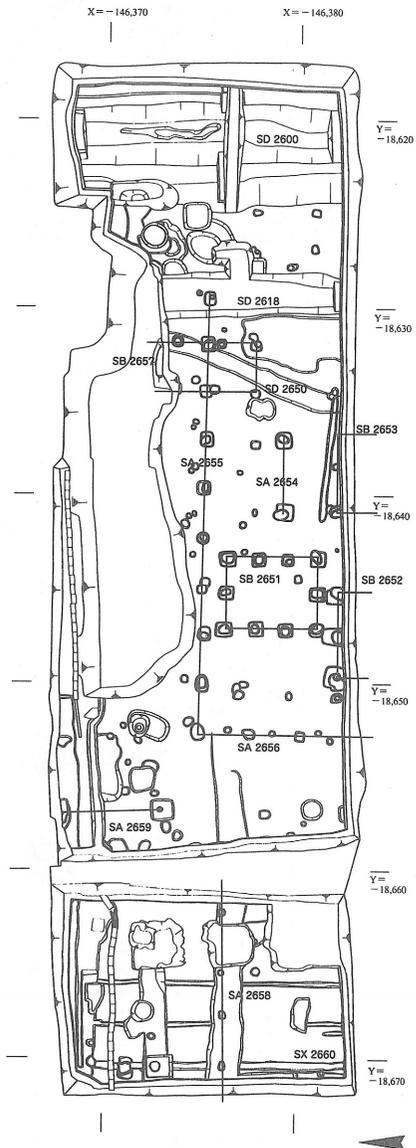
右京三条一坊三・四坪調査位置図 (1:3000)

とし、朱雀大路西側溝SD二六〇〇のほか、堀五条、掘立柱建物四棟、溝一条などを検出した。北西区(約一〇五㎡)は、西一坊坊間東小路の検出を目的とし、同小路SF二六四二、及びその東側溝SD二六四〇、西側溝SD二六四一などを検出した。

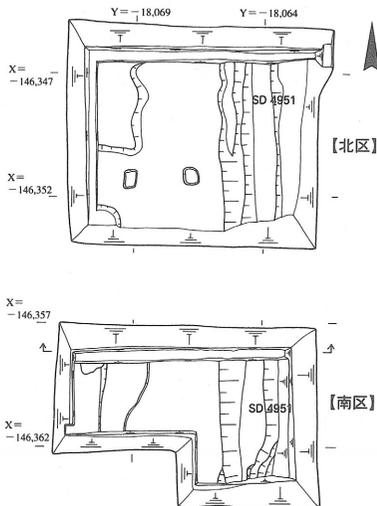
このうち、木簡は、第二八八次北区及び第二九〇次東区の朱雀大路西側溝SD二六〇〇から合計二点出土した。SD二六〇〇は、幅約三・〇m、深さ約〇・九mで、両岸に部分的に護岸の杭が残っていた。

五 左京三条一坊十四坪(第二八二―三三三調査)

この調査は店舗建設の事前調査である。左京三条一坊十四坪東辺のほぼ中央部にあたる位置に、南北二つの調査区を設定した。検出した主な遺構は、東一坊大路西側溝SD四九五一である。この溝は一九九七年度の第二七四次調査(平城宮小子門南の東面大垣の調査。本号六頁、山下信一郎「奈良・平城宮跡」参照)、一九六五年度の第三三次調査(平城宮東南隅の調査)、一九九二年度の第二三三―九次調査(左京三条一坊十六坪東辺の調査。本誌第一五号)、一九七九年度の第一一八―八次調査(左京三条一坊十五坪東辺の調査。本誌第二号)などで木簡が出土した溝の下流にあたる。土層は大きく二層に分かれる。木簡はSD四九五一の下層を中心に一三九(一二二)点が出土した。



第290次調査南区  
遺構平面図(1:400)



第282-3次調査  
遺構平面図(1:300)

8 木簡の釈文・内容

一 左京二条二坊十・十一坪、二条条間路(第二八一次調査)

二条条間路北側溝SD七〇九〇A

- (1) 〔野守カ〕  
 ・符□□□  
 〔随到 進カ〕  
 □□□而□□□  
 (98)×(26)×3 081
- (2) 〔宿侍司人 屋万呂火司 息万呂 右三人 六月八日〕  
 真人 209×(26)×5 011
- (3) 〔後宮務所 任大見治人氷乱 九月二日〕  
 〔閏カ〕 □□□□□□  
 (177)×(16)×2 081\*
- (4) 〔進上。御倉條架八枝又御垣□木二枝合十枝□□〕  
 ・「鯨。六年四月廿六日木守角万呂」  
 242×27×4 011
- (5) 〔付カ〕  
 ・上楯事 合楯式拾荷  
 ・「神人荒尾 □□□年三月十七日大生□□□」  
 〔神龜六カ〕  
 (223)×35×2 019
- (6) 〔炭三石薪二荷并五荷進上 上東人 三野人□炭□□〕  
 ・「年則□□則式拾 檢玖式畢 □□檢校 □□西畢 □□西式 校」  
 〔在〕(重書)  
 (375)×33×5 019
- (7) 〔進上 〔贊カ〕 子 □□□〕  
 208×(19)×2 081
- (8) 〔九月七日角万呂〕  
 (104)×(18)×4 081
- (9) 〔兵衛少初位 〔重書〕 死去 □□ 請教〕  
 〔具カ〕 □□□□□□  
 (121)×(12)×3 081
- (10) 〔廣カ〕  
 〔湍郡下長倉里梗春俵〕  
 156×17×5 032
- (11) 〔尾張国丹羽郡 □□里白米五斗〕  
 〔壁カ〕  
 173×17×3 051
- (12) 〔駿河郡古家里春日マ麻々呂調堅魚十一〕  
 (204)×22×2 081
- (13) 〔国駿河郡古家 □□〕  
 (81)×20×4 081



- (27) 「▽丹波国何鹿郡文井郷槻本里□□□□<sup>マ加乎</sup>波□米 二人六斗▽」  
245×25×5 031
- (28) 「▽佐須里伊支須一斗」  
158×23×4 032
- (29) 「上岡里人□□□□<sup>〔廣庭カ〕</sup>」  
(140)×17×3 051
- (30) ×郡法太里▽  
・ □人俵 ▽  
(84)×33×4 039
- (31) 「▽美作国真嶋郡□」  
「▽ 天平×」  
(89)×(14)×5 039
- (32) 「▽備前国乾意毗壹斗伍升▽」  
225×22×8 031
- (33) 「▽備前国大来郡八浜里御調」  
・ 「▽魚腊一斗五升」  
(143)×21×3 039
- (34) 「▽安芸国佐伯郡中□□□□」  
□□□□  
(79)×23×3 039
- (35) 「▽周防国大×」  
(74)×17×5 039
- (36) 「淡路国御原郡□□里□□□□」  
212×(9)×5 081
- (37) 「▽阿波国板野郡田上郷」  
・ 「▽戸主宗何マ麻呂庸米」  
172×32×5 032
- (38) 「▽阿波国板野郡□□□□□□」  
(147)×(19)×6 039
- (39) 「阿波カ<sup>〔板野カ〕</sup>」  
・ 「▽□□国□□×」  
・ 「▽□□□□」  
(84)×(12)×6 039
- (40) 「高井郷カ<sup>〔高井郷カ〕</sup>」  
□□郡□□□□□□  
□□□□□□<sup>〔家里物マカ〕</sup>「俵カ」  
(157)×28×5 019
- (41) 「▽阿波国名方郡佐濃郷」  
・ 「▽ 刀祢阿曇マ古万呂<sup>〔会カ〕</sup>」  
同マ佐婆  
138×22×6 033
- (42) 「▽讚岐国香川郡成□秦公養▽」  
□□<sup>〔会カ〕</sup>  
168×23×4 031
- (43) 「讚岐国多度郡御井郷神奴鳥庸米六斗」  
・ 「 神龜五年」  
177×18×7 051\*
- (44) 「□□郡旦地郷川音里」  
・ 庸米六斗  
(124)×26×4 059

- (45) 「∨田比之弘鹿皮三枚」 132×27×5 032
- (46) □呂庸米六斗」 (113)×22×6 019
- (47) ∨平 [庸カ] ]  
∨斗 ] 151×23×2 033
- (48) □□マ富乎五斗私マ枚石一斗并六斗」 194×(17)×4 081
- (49) □□ □ 戸主春マ酒人五斗∨」  
□ ∨」 231×(23)×4 039
- (50) ×里大 [贊カ] [斗カ] ]  
□□ □□ ] (127)×(14)×6 039
- (51) 「∨度田里廷一連」 141×27×5 032
- (52) □□鳴一俵∨」 (89)×29×5 039
- (53) 「∨五斗七升」 (111)×20×5 039
- (54) □部郷 [ ] ]  
□ (73)×(11)×4 081
- (55) □□首郷 ] (89)×20×5 059
- (56) [ ] ]  
「天平廿年九月」 189×35×8 051
- (57) 五斗和銅八年八月八日∨」  
[五斗カ] ] (160)×25×5 039
- (58) □□□□年八月十一日∨」 (146)×29×5 039
- (59) ∨□部□□麻呂進交易錢一貫」  
∨ 校丸部嶋守二月廿九日」 187×22×3 032
- (60) ∨ 七十二文  
店□□十六文」 119×26×4 032
- (61) 「∨六百十八文」 114×22×3 032
- (62) [錢廿カ] ]  
□□□□文」 (78)×(8)×2 081
- (63) ∨緋 [糸カ] ]  
[三兩五分] ] 70×20×2 032
- (64) 「∨左衛士府∨」 96×27×4 031
- (65) 「右大殿∨」 115×18×4 032













の美濃国のおそらく庸米付札とみられるもの(3)、播磨国の付札(4)がある。SK七二七六からは参河国の付札(9)や、習書などが、SD七二七四からは隠伎国の付札(12)などが出土した。付札は両者とも郡郷里制以後のものである。

四 右京三条一坊三・四坪(第二八八・二九〇次調査)  
朱雀大路西侧溝SD二六〇〇

- (1) ・「召 氷」<sup>〔戸カ〕</sup>  
(77)×29×5 019
- (1) ・「内舍人尊」  
(77)×29×5 019
- (2) ・「下道」<sup>〔郡カ〕</sup>「屋代カ」  
「里下道臣三止」  
165×21×4 011
- ・「□□米六斗」  
165×21×4 011
- (3) ・「備後国西良郡」<sup>□</sup>「米」  
「<」  
(109)×(12)×5 039
- (4) 犬養マ  
(72)×(13)×3 081
- (5) 「<」<sup>□</sup>「隠伎国周吉郡奄可郷吉城里」  
「服マ尿人軍布六斤養老四年」  
128×26×3 031
- (6) 「<」<sup>□</sup>「阿波国生鯁五十具」  
126×23×5 032

- (7) 「波米五斗」<sup>□</sup>  
(114)×24×5 039
- (1)~(4)が第二八八次調査、(5)~(7)が第二九〇次調査出土分である。  
(1)は、召文である。下端は折れている。(2)は、備中国下道郡の、  
(3)は備後国西良(世羅)郡の米の付札である。  
(5)は隠伎国周吉郡の軍布(メ)の付札、(6)は阿波国のアワビの付札である。

五 左京三条一坊十四坪(第二八二―三次調査)  
東一坊大路西侧溝SD四九五―

- (1) ・「主藏監」<sup>〔申 待カ〕</sup>「宿」  
「旦」  
(重書)  
300×39×4 011
- ・「」<sup>〔女 母 聞〕</sup>「」  
300×39×4 011
- (2) 「少録正六位上」  
(64)×(25)×2 081
- (3) 「玉様」  
(111)×11×4 019
- (4) 「<」<sup>□</sup>「米七俵」  
(111)×17×5 039
- (1)は、主藏監が所管の春宮坊に対して宿直者の名を報告した文書

木簡である。春宮坊関係の木簡は、第三次調査において検出した、この溝の上流にあたるSD四九五一、及びこれに合流する二条大路北側溝SD一二五〇、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇などから奈良時代後半のものが出土している（『平城宮木簡』三三）。また、第三次調査区の北方にあたる第一〇四次調査でも、SD四九五一の小子門を越えた宮内の上流部にあたると思われる南北溝SD三三三六から、やはり奈良時代後半のものと考えられる春宮坊関係木簡が出土している（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二）。さらにその上流、造酒司推定地の南を調査した第二五九次調査でも、宮内道路南側溝SD一一六〇〇から同様の奈良時代後半のものが出土している（本誌第一八号）。今回の第二八二―三三三次調査出土の(1)は、年代を考える手がかりがなく、以前に出土したものと一連のものか否かは確定できない。どこで廃棄されたものであるかも検討を要する。

(2)に見える少録は、八省または省レベルの官司の第四等官であるが、記載されている正六位上の位階は八省少録の相当位である正八位上より高い。(3)は玉のためし(見本)の付札である。

## 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九八―一九九八年』

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四（一九九八年）

（古尾谷知浩）